

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業）交付決定通知書

補助事業者

年　月　日付け 第　　号で交付申請のあった令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業）については、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業）交付規程（令和7年4月24日 7農技協第4号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和　年　月　日

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 理事長 藤本 潔

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年　月　日付け 第　　号交付申請書のとおりである。

2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助基本額 金　　円　　補助金の額 金　　円

3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年　月　日付け 第　　号交付申請書記載のとおりである。

4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業）交付要綱（令和7年4月1日 環水大モ発第25040112号）、運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、農業機械の電動化促進事業実施要領（令和7年4月1日 環水大モ発第25040112号）及び交付規程に従わなければならない。

6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 補助事業者がP0ファイナンス(本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資)を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。